

# 当初設計書

設  
計

精  
算

起工番号 : 浸農整(委)第 38号

工期 : 100日間

会計年度 : 令和 4 年度

単価世代 : 令和04年10月01日 農林

事業名 : 防災重点農業用ため池対策事業

諸経費率 : 農林 令和03年10月

工事名 : 荒木校区井牟田ため池浚渫業務委託

設計部課名 : 農政部農村森林整備課

工事場所 : 久留米市 荒木町荒木 地内

(当初設計)

設

浚渫工 1110m3  
仮設工 1式

計

の

概

要

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
河川工事02	1	式				
浚渫工	1	式				
安定処理 スベライザ 混合深さ=0.6m以下 混合回数1回	845	m2			P 1号	
バックホウ(超ロングアーム仕様)掘削積込	1,110	m3			施 1号	
整地	1,110	m3			P 2号	
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1,110	m3			P 3号	
ダンプトラック運搬(標準以外) 4t積級 バックホウ山積0.45(平積0.35) 運搬距離2.3km 土砂 DID区間有り	1,110	m3			施 2号	
建設発生土処分料 第3種発生土(草木混り)	1,110	m3				
仮設工	1	式				
部材設置(レール設置) 路側用 A・B・C種 時間制約無 夜間作業無 曲線部無	8	m			施 3号	
部材撤去(レール撤去) 路側用 A・B・C種 時間制約無 夜間作業無	8	m			施 4号	
山ずり敷き均し・撤去 0~300mm内外[地山状態]	17	m3			単 1号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
敷鉄板工	1	式			単 2 号	
安全対策工	1	式				
交通誘導警備員B	12	人日			施 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
貨物自動車等による運搬 運搬距離7km 質量22.0t バックホ(超ロングアーム)	1	台			施 8 号	
仮設材の運搬 10kmまで 往復計上	26	t			施 9 号	
技術管理費	1	式				
六価クロム試験	1	検体			単 3 号	
土の一軸圧縮試験	1	試験			単 4 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

荒木校区井牟田ため池浚渫業務委託  
特記仕様書

令和4年度

久留米市

農政部 農村森林整備課

作成：令和4年10月

## 第1条（適用）

本特記仕様書は、「荒木校区井牟田ため池浚渫業務委託」に適用するものとする。  
本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「福岡県農林水産部 土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）」、「農業農村整備事業 土木工事施工管理基準（福岡県農林水産部）」その他、監督員が指定する各種要綱要領を適用する。  
但し、本特記仕様書に記載がある場合は、本特記仕様書を優先して適用する。

## 第2条（業務目的）

浸水対策として、福岡県が策定した防災工事等推進計画に基づき、井牟田ため池（防災重点農業用ため池）の利水・防災機能の確保を目的とした浚渫業務を実施するものである。

## 第3条（数量・図面）

1. 工種および数量等は、現地踏査・事前測量を行い、精査するものとする。
2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督職員の承認を受けた後に着手するものとする。
3. 前号及び仮置地での搬出土の事後測量結果については、協議のうえ、必要に応じて変更契約を行うこととする。

## 第4条（浚渫作業）

1. 業務の施工にあたっては、関係設計図書及び本仕様書に準拠し入念、確実にこなわなければならない。
2. 受託者（以下「乙」という。）は、業務に先立ち委託者（以下「甲」という。）に施行に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。また、業務完了後は、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認し、業務完了届を提出すること。
3. 業務作業中、第三者及びため池の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
4. 仕様書に明記されていない事項についても、業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、甲の指示に従い、乙の負担により処置しなければならない。
5. 乙は、業務の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。また、履行状況が確認できるように現地マーキング、及び業務写真を提出すること。
6. 乙は、業務完了後速やかに業務箇所を整理し、交通等に支障の無いようにすること。
7. 業務により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。

## 第5条（建設発生土の処理）

1. 処分土の土質区分は、土質改良の設計基準強度を基に、第3種建設発生土（草木混じり）としている。土質改良に用いるセメント系固化材の設計添加量は、 $150\text{kg}/\text{m}^3$ としているが、浚渫作業前に室内配合試験を行い、監督員と協議して決定すること。
2. セメント系固化材を使用し、土質改良を行うため、環境庁告示46号溶出試験（六価クロム）を実施すること。試験結果は直ちに監督員へ報告すること。

3. 本業務の処分土搬出先は、以下のとおりとする。  
処分地の名称：(有) 環境建設リサイクル施設  
所在地：久留米市荒木町今 226-3  
搬出先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。  
選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。なお、処分地によっては土質や施設状況により、受け入れていない処分地も含むため、選定にあたっては甲と協議すること。
4. 乙は、処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」並びに「確認写真」（計画書提出時に処分前の現地確認写真、確認書提出時に搬出後の処分状況確認写真）を提出すること。
5. 乙は、処分地までの運搬経路を甲に報告すること。
6. 積込・運搬作業中、第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
7. 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出すること。

#### 第6条（交通保安規則）

1. 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯に行うものとする。（9：00～17：00）  
やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。
2. 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、甲及び関係機関と十分協議し業務区間内においては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。  
尚、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは乙の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
3. 作業中の従業員は、反射チョッキ、ヘルメット等を着用し、作業の安全に努めること。
4. 乙は、業務完了次第、委託箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにすること。

#### 第7条（追記事項）

1. 業務カルテの作成登録  
乙は、請負金額 500 万円以上の業務について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は、業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、

変更時と完了時が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 2. 各種保険

乙は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の履行に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

乙は、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、乙は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督員に提出すること。

## 3. 下請負人の選定

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

## 4. 暴力団排除に関する事項

乙は、当該委託の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

## 5. 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

乙は、当該委託の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

## 6. 障害者差別の解消に関する事項

乙は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

## 第8条

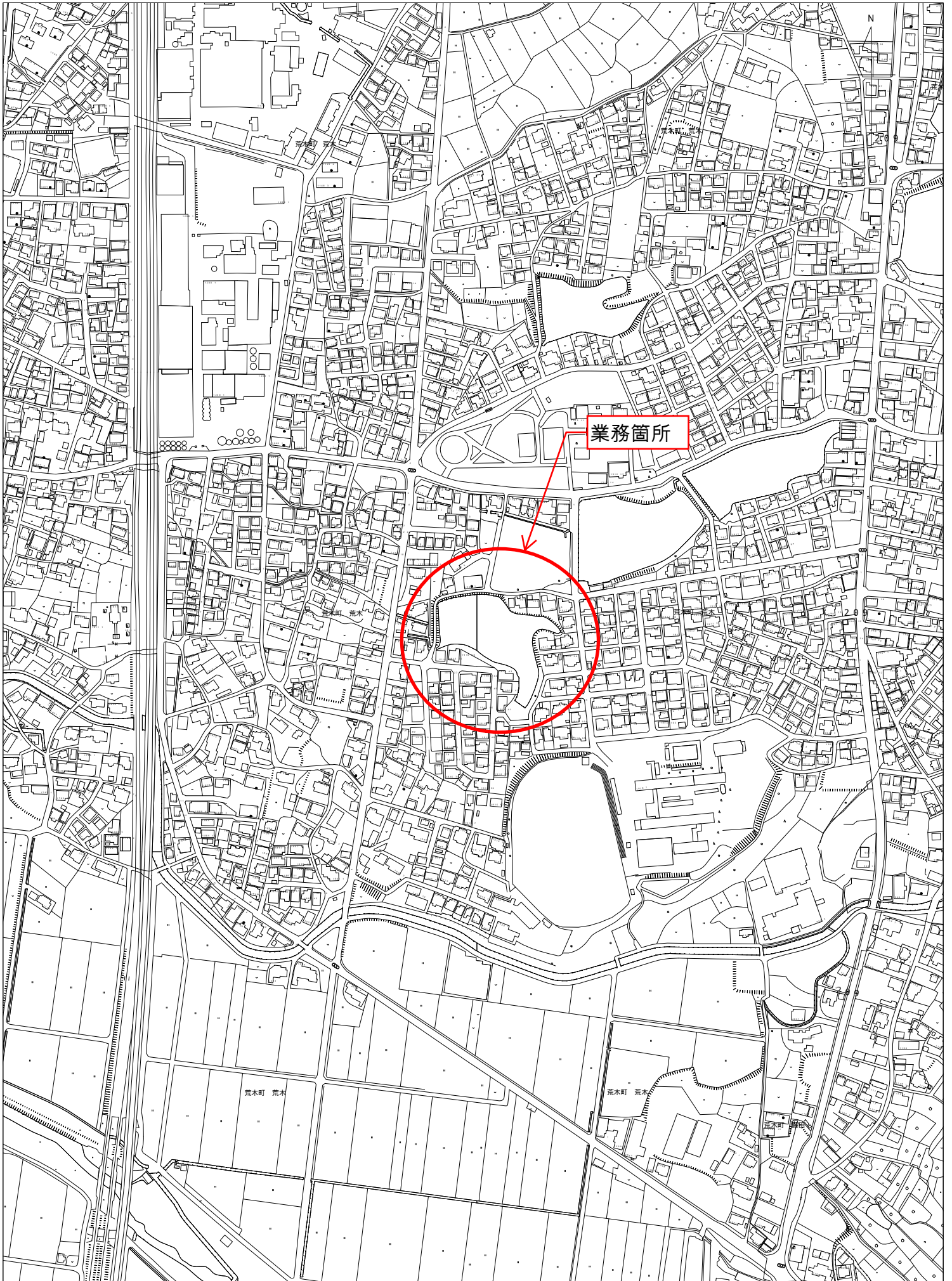
代価表は原則的に添付しない。

## 第9条

設計書、仕様書、図面に明記されている『工事』は業務と読み替えるものとする。

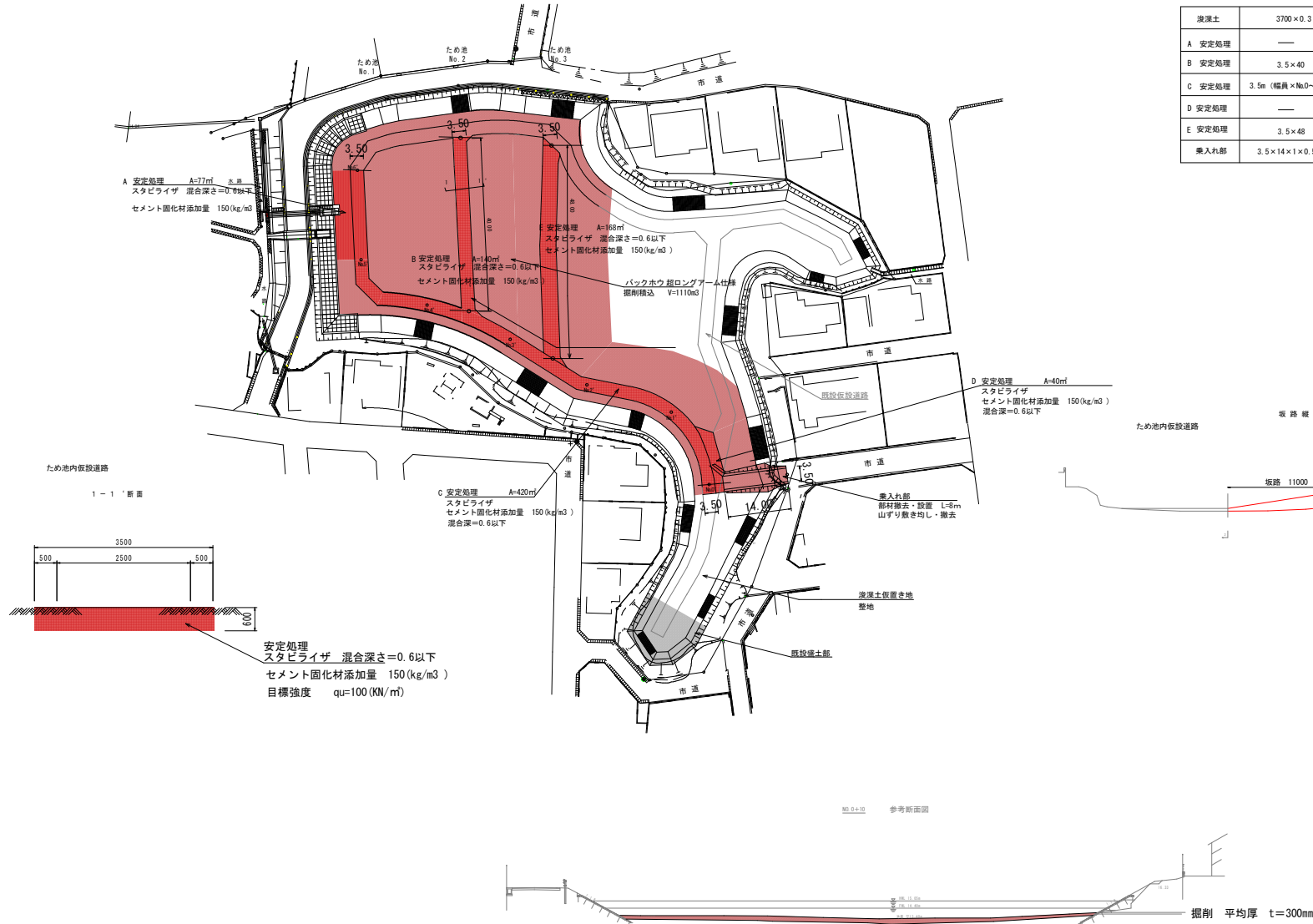


位置図

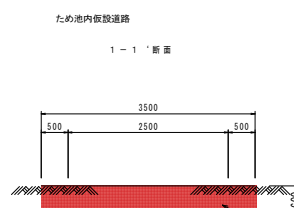
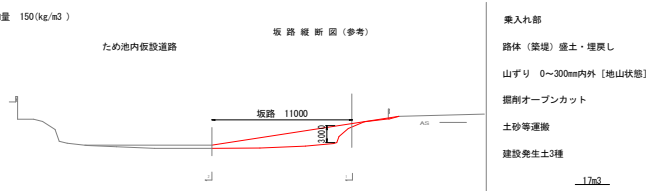




井牟田池 平面図 S:1:500



液状土	3700 × 0.3	m <sup>3</sup>	1110m <sup>3</sup>
A 安定処理	—	m <sup>2</sup>	77m <sup>2</sup>
B 安定処理	3.5 × 40	m <sup>2</sup>	140m <sup>2</sup>
C 安定処理	3.5m (幅員×No.0~No.6)	m <sup>2</sup>	420m <sup>2</sup>
D 安定処理	—	m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>
E 安定処理	3.5 × 48	m <sup>2</sup>	168m <sup>2</sup>
乗入れ部	3.5 × 14 × 1 × 0.5	m <sup>3</sup>	25m <sup>3</sup>



安定処理  
スタビライザ 混合深さ=0.6以下  
セメント固化材添加量 150(kg/m<sup>3</sup>)  
目標強度  $q_u=100$  (KN/m<sup>2</sup>)

乗入れ部  
路体(築堤)盛土・埋戻し  
山ずり 0~300m内外 [地山状態]  
掘削オープンカット  
土砂等運搬  
建設発生土3種  
17m<sup>3</sup>

事業名	防災重点農業用ため池対策事業		
工事名	荒木校区井牟田ため池液状土対策		
工事ヶ所	久留米市 荒木 町 荒木		
縮尺	1:500	図面番号	1
久留米市農政課農村森林整備課			